

(別紙1)

随意契約理由書

件名	デュオこうべ浜の手可動シェル整備業務
契約の相手方	カワサキテクノクリエイツ株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 本件の業務対象である可動シェルは、デュオこうべ浜の手に設置されており、防災計画上の排煙機能を担う重要な設備である。そのため、長期修繕計画をもとに順次整備を実施している。 本件は、可動シェルの主要部品等の取替並びに試運転調整を行い、設備の性能の維持、ライフサイクルの長期化を図るものである。 当該設備は川崎重工業株式会社製であり、整備において製造業者しか知り得ない設計図書等が必要となる。よって、同社から保守点検ならびに整備業務を移管されているカワサキテクノクリエイツ株式会社以外では、本件業務はなしえない。 以上の理由により、上記請負人と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	都市局駅まち推進課 (電話番号 078-595-6705)